

# 家族心理学研究 著作権規程

制 定：1997 年 6 月 1 日

最新改定：2020 年 12 月 26 日

第 1 条 一般社団法人日本家族心理学会（以下本学会という）が編集発行する家族心理学研究の編集著作権は本学会にある。

第 2 条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の著作者にある。

第 3 条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の非商業的利用について、その許諾の決定権を本学会に委任する。ただし、当該著作者らがこれを行うことを妨げない。

第 4 条 前条にかかわる著作権は、投稿した時点をもって本学会への委任を承諾したものとす。

## 附 則

1. 本規程は、1997 年 6 月 1 日より施行する。
2. 本規程は、2017 年 9 月 1 日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本規程は、2020 年 12 月 26 日に一部改定し、同日より施行する。